

大 公 審 第 82 号
(答 申 第 453 号)
令 和 7 年 8 月 28 日

大 阪 府 知 事 様

大阪府情報公開審査会
会長 海道 俊明

情報公開請求に係る情報の統一的取扱いについて（答申）

大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）第40条の2第1項の規定により、令和7年7月29日付け情公第1371号で諮問のありました「情報公開請求に係る非公開情報の統一的取扱いについて」は、審議の結果、次のとおり答申します。

1 統一的取扱いについて

財務部行政DX企画課及び行政DX推進課からも意見を聴取したところ、実施機関が懸念するところ、情報公開制度において個人メールアドレスを公開情報として取り扱うことについて、セキュリティ上の問題があることが認められた。

そのため、今後、情報公開制度において、個人メールアドレスを条例第8条第1項第4号に該当する非公開情報として取り扱うことについて、必要性及び合理性が認められるといえる。

2 留意点について

実施機関においては、セキュリティリスクに対しては、まず、可能な範囲でのセキュリティ対策を講じ、行政文書の公開原則に留意した運用を今後も慎重に検討されたい。

(調査審議を行った委員)

海道 俊明、近藤 亜矢子、榊原 和穂、高野 恵亮